

経営 さぶりメント

各方面の専門家による
ビジネスに役立つエッセンス



知的財産経営を 実践しよう

vol.2

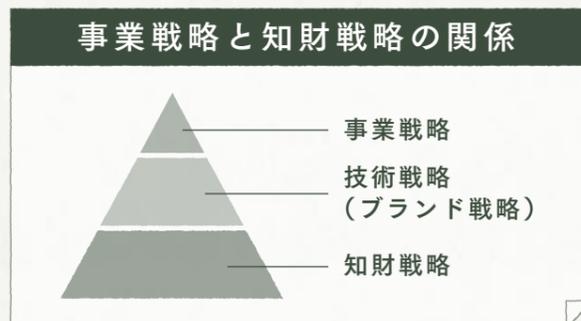
知的財産経営の実践とは、知的財産を重要な経営資源と捉えて、自社の経営に活かしていくことです。知的財産を経営に活かすためには、経営者が考える事業戦略や、その事業戦略を達成するための技術戦略（ブランド戦略）に沿った知財戦略を実行する必要があります。以下では、新製品の開発・製造・販売の事業戦略を例にして、技術戦略（ブランド戦略）や知財戦略を説明したいと思います。



開発段階での技術戦略の策定にあたっては、特許を含めた先行技術調査が重要になってきます。先行技術調査では、新製品の開発に関連する特許をピックアップすることができます。この調査によって、共同開発相手を発掘できることもありますし、将来問題となりそうな特許を回避して開発を進めることもできます。また、先行技術調査の結果は、金融機関からの融資や補助金などによって開発資金を調達する際、事業性の説明資料として活用できるという副次的な効果もあります。

新製品の試作品が完成した段階では、どのようにして自社の知的財産として保護するのかを検討すべきです。しかし、やみくもに特許を取得すれば良いというわけではありません。例えば、製品から解析不可能な製造方法などの技術情報であれば、特許を取得せず、自社のノウハウとして秘匿することも考えられます。特許は、技術情報の公開の代償として与えられる権利であり、有限の権利期間（出願から20年）を経過すると、他社も利用可能になってしまうからです。一方、秘匿不可能な製品の形状などに特徴がある場合、積極的に権利化を図るべきです。新製品の模倣を防ぐためには、この秘匿化と権利化を適切に使い分けることが重要になってきます。

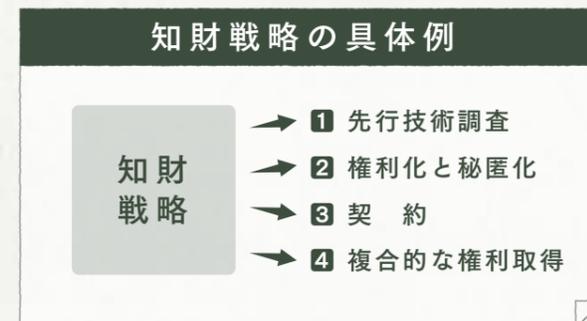
製造を他社に委託する場合、知的財産に関する契約を検討すべきです。特に、ノウハウとして秘匿化した製造方法などの技術情報については、委託先とノウハウ使用許諾契約を結ぶ必要があります。仮に契約を結ばずに製造を委託してしまうと、ノウハウが他社に流出



したり、委託先が独自に製造・販売を行ったりしても、文句が言い難くなってしまいます。

いよいよ販売という段階では、再度、知的財産権の取得を検討すべきです。この段階では、特許だけでなく、実用新案権、意匠権、商標権を組み合わせた複合的な権利取得も検討すべきです。一般的に、1つの特許だけで模倣を防止することは困難です。1つの特許では、製品の一部の機能や形状を保護することしかできないからです。例えば、完成品は、試作品の不具合を解決している場合が多く、新たな技術的アイデアが生まれている可能性があります。また、売上を伸ばすためには、ブランド戦略が欠かせません。ブランド戦略は、単に製品のネーミングだけでなく、製品のデザインにも反映する必要があります。技術、デザイン、ネーミングを上手に組み合わせることで、顧客に欲しいと思わせる製品になります。そして、様々な知財権を複合的に取得することによって、他社による模倣が困難な知財網を形成することができます。

これらの知財戦略については、時間軸を考慮することを忘れてはいけません。例えば、特許の場合、出願から1年6か月で公開されます。逆に言えば、1年6か月の間は出願内容を秘密にしておくことができますので、ホームページに特許出願中とだけ記載しておくことで、他社に対する一定の牽制効果があります。また、特許の審査は、通常1年以上かかります。特許は審査を通過しなければ権利行使ができませんので、審査中は他社の模倣を止めさせることができません。ライフサイク



ルの短い製品であれば、1年間も他社の模倣を許していると、多大な損害を受けてしまいます。こういった場合、早期審査を申請することができます。早期審査は2〜3か月程度で最初の審査結果が得られますので、迅速に模倣対策を行うことができます。

我々弁理士が所属する日本弁理士会では、地域における知的財産活動の活性化のために、中小企業支援に力を入れています。今年度は、新たな中小企業支援策として、弁理士が中小企業を訪問してコンサルティングを行い、知的財産の積極的な活用を促す「弁理士知財キャラバン」を全国展開します。東北においても、東北の弁理士によって組織される「東北キャラバン」を立ち上げて、今年度の10月以降、コンサルティングを希望する中小企業を訪問する予定です。企業訪問に必要な費用は日本弁理士会が負担します。知的財産経営を実践したいが、今まで弁理士に相談したことがない中小企業の方々に是非お勧めします。①

弁理士知財キャラバンのお問い合わせ先

日本弁理士会 広報・支援室/弁理士知財キャラバン担当
TEL:0120-19-2723(フリーダイヤル) FAX 03-3519-2706
E-mail:caravan@jpaa.or.jp
HP: http://www.jpaa.or.jp/下部のパナーをクリック



あきた知的財産事務所

弁理士
齋藤 昭彦
さいとう あきひろ

【略歴】
昭和51年 栃木県生まれ
秋田市にて同じく弁理士の妻とともに特許事務所を経営。
慶應義塾大学を卒業した後、SE(システムエンジニア)の仕事を経て、東京の特許事務所に勤務。平成19年に弁理士となり、平成24年8月から妻の故郷の秋田市に家族で移住し、独立。
日本弁理士会東北支部 副支部長